ご意見・苦情等の対応・解決の仕組・手順

1 ご意見箱など神奈川地区センターへ直接寄せられたご意見・苦情等の取り扱い方

神奈川地区センターに直接寄せられるケースとしては、ご意見箱に投函される場合、インターネット経由で送信される場合 アンケートへの記述の場合、窓口に直接寄せられる場合等があります。

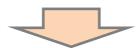
いずれの時も、次の手順により、ご意見・苦情等を取り扱います。

ご意見・苦情等の受付・対応担当者 : 横浜市神奈川地区センター 館長

ご意見・苦情等について、神奈川地区センター内に掲示(個人情報に配慮)



苦情については、神奈川地区センター(館長)よりNPO法人こらぼネット・かながわ事務局 (指定管理者・担当事務局長)及び区役所地域振興課へ送付されるとともに 事実確認・対応策について協議



ご意見・苦情等の対応策について、当事者に通知。合わせて神奈川地区センター内に掲示

2 横浜市に直接寄せられたご意見・苦情等の取り扱い方

横浜市のケースとしては、主としてご意見ダイヤル(TEL664-2525 · FAX664-2828) 区役所(TEL411-7095)に寄せられるご意見・苦情等をいい、この場合の取り扱いは原則 次のとおりです。

横浜市または区役所(地域振興課。以下同じ。)よりNPO法人こらぼネット・かながわ事務局 (指定管理者・担当事務局長。以下同じ。)へ当該ご意見・苦情等についての内容照会



NPO法人こらぼネット・かながわ事務局より神奈川地区センター(担当:館長。以下同じ。) に当該ご意見・苦情等について、事実確認するとともにその対応策について協議



NPO法人こらぼネット・かながわ事務局より区役所へ当該ご意見・苦情等について 事実確認の結果とその対応策を送付するとともに区役所と協議



横浜市・区役所より、当該ご意見・苦情等についての対応策がNPO法人こらぼネット・かながわ事務局に送付されるとともに、神奈川地区センターにおいて当該対応策を本人に 通知し、あわせてその旨を神奈川地区センター内に掲示する。